

環境保全型畜産確立対策推進事業

1. 事業の概要

家畜排せつ物は、土壌改良材や堆肥などのリサイクル資源として有効活用される一方、畜産農家と一般の住居との混在化や住民の環境問題に対する関心の高まりを背景として、不適切な管理等により、悪臭の発生や水質の汚染を招くなど、環境問題の発生源としての側面もあります。

こうした環境問題の解消のためには、地域社会との共生が可能となるよう総合的な指導が重要となっています。このため、県では畜産農家等に対し「家畜排せつ物法」*に基づく適正管理のための指導等を実施するとともに、耕種農家に対する堆肥の利用促進に向けた理解醸成活動などにより、資源のリサイクル化を進めています。

※「家畜排せつ物法」（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律）は、家畜排せつ物の管理の適正化や、堆肥の利用を促進すること等を目的としています。

2. 事業内容

(1) 家畜排せつ物処理技術の向上に向けた畜産農家への技術指導等の実施

県では、法対象農家について家畜排せつ物の管理状況を確認するとともに、管理が不適切な農家には、改善指導を行うなどしています。また、畜産農家への適切な技術指導を行う人材の育成に努めています。

	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	肉用鶏
家畜別の法対象農家戸数	203	183	14	82	40

出典 令和2年度家畜排せつ物法施行状況調査

(2) 堆肥の利用促進に向けた理解醸成活動の展開

資源リサイクルを推進する観点から、耕種農家に対する堆肥生産者情報の提供や、正しい堆肥成分・肥料効果についての理解醸成活動を実施し、耕畜連携による堆肥の利用促進や円滑な流通を図っています。



〈臭気測定〉



〈堆肥散布〉

担当部署

農林水産部 畜産課 衛生環境班